大情審答申第531号

令和５年12月26日

大阪市長　横山　英幸　様

大阪市情報公開審査会

会長　玉田　裕子

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第３号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から令和４年９月12日付け大建南管第20065号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が令和４年７月14日付け大建南管第20055号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定１」という。）及び同日付け大建南管第20056号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定２」といい、本件決定１とあわせて「本件各決定」という。）はいずれも妥当である。

第２　審査請求に至る経過

１　公開請求

　審査請求人は、令和４年６月30日、条例第５条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として「大阪市公園条例によれば、長居公園内で音楽コンサート（ライブ）を公演するときは大阪市長の許可が必要となっている。2012年８月18日Ａ社又はこれらの関連会社等が許可申請をした。この許可申請書の開示を求める。」及び「Ａ社又はこれの関連会社が2012年８月18日大阪市長に長居公園を使用する許可を申請したはずなので、これに対して許可をあたえた許可書の資料の開示を求める。」と表示して公文書の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

２　本件各決定

　　実施機関は、本件各請求に係る公文書（以下「本件各請求文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第２項に基づき､本件各決定を行った。なお、本件決定１及び本件決定２の理由は同一である。

記

　　当該公文書は存在したが、保存期間（５年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため。

３　審査請求

審査請求人は、令和４年７月26日、本件各決定を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき審査請求（以下本件決定１に対する審査請求を「本件審査請求１」といい、本件決定２に対する審査請求を「本件審査請求２」といい、本件審査請求１と本件審査請求２をあわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

　　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

１　審査請求の趣旨

(1) 本件決定１

大阪市公園条例によれば、長居公園内での音楽コンサート（ライブ）を公園するときは大阪市長の許可が必要となっている。

2012年８月18日Ａ社または、これらの関連会社が許可申請した。

この許可申請聖書の開示を求める。

　　(2) 本件決定２

　　　　Ａ社又は、これらの関連会社が、2012年８月18日大阪市長に長居公園を使用する許可申請したはずなので、これに対して許可を与えた許可書の資料の開示を求める。

２　審査請求の理由（本件各決定共通）

国の法律において、重要な案件においては、その内容により

①永久保存

②20年間保存

③10年間保存

④５年間保存と分類されている。

最近ではコンピーターの発達により膨大な情報は、ＵＳＢにより保存できる体制がととのっているので、行政側は、保存できる体制であるは間違いない。

今回のＡ社のイベントでは、重大な事件であったので、永久保存か、20年間の保存であるは間違いないとの確信を、審査請求人は、持っている。

第４　実施機関の主張

　　実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

１　許可申請書及び許可をあたえた許可書の資料について

公文書の管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条により、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定しこれを実施するよう努めなければならないとされており、本市では、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号。以下「公文書管理条例」という。）、大阪市公文書管理条例施行規則（平成18年大阪市規則第65号）及び大阪市公文書管理規程（平成13年大阪市達第９号。以下「規程」という。）を定めている。

本件各請求に係る公文書とは、長居公園で開催された野外コンサートに係る大阪市公園条例第４条に定める行為許可申請に関する決裁資料一式（以下「本件各公文書」という。）である。

本件各公文書には、公文書管理条例第６条第３項別表の１年保存文書である申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関する軽易な文書に該当する許可に関する決裁資料と、公文書管理条例第６条第３項別表の５年保存文書である予算及び決算に関する文書に該当する歳入調定に関する決裁資料が含まれている。許可に関する決裁資料のみであれば、規程第28条による文書分類表に定める１年保存文書の「公園土地一時使用許可申請書」に編集すべきであるが、本件各公文書については、許可に関する決裁と歳入調定に関する決裁の両方を含んでいるため、規程第29条第１項第２号に基づき、より保存期間が長い５年保存文書である「歳入調定決議書類」に編集したものである。

このため、本件各公文書を編集した簿冊は、最終編集年度が平成24年度であることから、保存期間が満了となるのが平成29年度末となっているところ、保管期間満了時に規程第38条第１項に定める延長事由があれば保管延長できるが、本件公文書については、保管期間満了当時、監査、検査等の対象になっておらず、保管期間満了当時に係属していた訴訟や不服申立てにおける手続上の行為をするために必要なものでもなかったことから、延長すべき事由に該当しなかった。

よって、規程第38条第１項に定める保存期間を延長する公文書に該当せず、公文書管理条例第２条第５項にいう歴史公文書にも該当しないことから、保存期間満了に伴い公文書管理条例第８条第１項に基づき廃棄しているものである。

２　小結

以上のとおり、実施機関は本件請求に係る公文書を実際に保有していないことから、本件決定を行ったものである。

第５　審査会の判断

１　基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第１条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第３条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

２　争点

審査請求人は、本件各請求文書が存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は、本件各請求文書は存在しないとして争っている。

したがって、本件各審査請求の争点は、本件各請求において公開を求めている公文書の存否である。

３　本件各請求文書の存否について

実施機関によれば、本件各請求の対象となる公文書は、長居公園で開催された野外コンサートに係る大阪市公園条例第４条に定める行為許可申請に関する決裁資料一式であり、許可に関する決裁資料と歳入調定に関する決裁資料が含まれている。許可に関する決裁資料の保存期間は１年、歳入調定に関する決裁資料の保存期間は５年とされているので、規程第29条第１項第２号に基づき、より保存期間の長い、保存期間が５年である平成24年度の「歳入調定決議書類」に編集し、保存期間が平成29年度末に満了となったため、平成30年度に当該簿冊を廃棄したとのことである。

この点につき、実施機関から提出された廃棄簿冊目録を見分したところ、最初及び最終編集平成24年度の「歳入調定決議書類」について、遅くとも「平成31年度　廃棄簿冊目録」作成時点（平成31年２月22日時点）では廃棄済みであることが確認できた。

また、本件各請求文書を当該簿冊に編集したとする実施機関の主張については、規程第29条第１項第２号に従った処理であることが認められる。そして、公文書管理条例第５条及びこれに基づく文書分類表によれば、実施機関が本件申請書を編集していたと主張する「歳入調定決議書類」の保存期間は予算及び決算に関するものとして５年と定められていることが認められた。

この点についても、実施機関に改めて確認したところ、１年、３年、５年、10年保管の各簿冊にどのような文書が編集されているかについて定めた規程やマニュアルなどはないが、許可申請書等については、「保存期間１年：公園土地一時許可申請書等、一時的な使用に関する手続きに係るもの」、「保存期間３年：通行禁止道路通行許可申請書等、申請に関するもの（但し一時的なものを除く）」、「保存期間５年：該当区分無し」、「保存期間10年：公園施設設置許可・管理許可継続申請書、公園土地長期使用許可継続申請書等、重要な申請に関するもの」として運用しているとのことであり、かかる運用については、本市の文書管理に係る各規程に照らし、問題はない。そして、本件各請求に係る許可申請書および許可書については一時的な公園の使用に関するものであることから、上記の運用に従って、保存期間が１年となるところ、本件各請求の対象となる公文書については、許可に関する決裁と歳入調定に関する決裁の両方を含んでいるため、規程第29条第１項第２号に基づき、より保存期間が長い５年保存文書である「歳入調定決議書類」に編集したとの実施機関の運用についても、本市の文書管理規程に則った取扱いである。

以上によれば、本件各請求において公開を求めている公文書を廃棄したため保有していないとする実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点は認められない。

４　結論

以上により、第１記載のとおり、判断する。

５　付言

上記３に記載のとおり、本件各請求において公開を求めている公文書は廃棄されたことが推認される。

しかし、公文書の廃棄にあたっては、大阪市公文書管理条例施行規則第６条第１項によれば、保存期間が1年未満のものを除き、「当該公文書を編集した簿冊の名称、当該簿冊に最初に公文書が編集された年度(当該簿冊が暦年により編集されたものである場合は暦年)、当該簿冊に編集された公文書に係る前条第１項の公文書の完結日のうち最も遅い日の属する年度(当該簿冊が暦年により編集されたものである場合は暦年)、当該簿冊に係る次条第３項及び第４項の規定による公文書の管理に係る単位の名称その他の廃棄する公文書を編集した簿冊を特定するために必要と認める項目を記録した目録を作成しなければならない」とされているところである（なお、「廃棄簿冊目録」の保存期間は、文書分類表によれば、30年とされている。）。

この点、実施機関に確認したところによれば、本件各請求に係る公文書が廃棄されたことを直接的に確認できる「平成30年度　廃棄簿冊目録」については、令和５年５月12日時点において、所在不明とのことである。大阪市公文書管理条例第３条第１項は、「本市の機関は、第1条の目的を達成するためには公文書を適正に管理することが重要であることを十分に認識し、この条例の定めるところに従い、公文書を適正に管理しなければならない。」と規定しており、現用簿冊が所在不明と言う事態は本来あってはならないことであって、大阪市行政について市民への説明責任を果たすためには公文書の適切な作成・保存が不可欠であり、以上のような状況は著しく不適切であると言わざるを得ないと付言しておく。

（答申に関与した委員の氏名）

委員　玉田　裕子、委員　小林　美紀、委員　重本　達哉

（参考）答申に至る経過

令和４年度諮問受理第31、32号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　　　　過 |
| 令和４年９月12日 | 諮問書の受理 |
| 令和４年12月７日 | 実施機関からの意見書の収受 |
| 令和５年２月20日 | 調査審議 |
| 令和５年３月28日 | 調査審議 |
| 令和５年５月12日 | 調査審議 |
| 令和５年12月26日 | 答申 |